

5 社会福祉施設の耐震化、防災対策について

(1) 社会福祉施設等の耐震化について

耐震化整備については、平成21年度補正予算により各都道府県に造成された「社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金」等により計画的に整備が進められているところであるが、

- 平成23年度第3次補正予算において、社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金の積み増しを行うとともに、事業実施期限を1年延長（平成24年度中に着手した事業についても交付の対象とする）する改正（「社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金の運営について」の一部改正について（平成23年11月30日）厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知）を行ったこと、
- 会計検査院より平成22年度決算検査報告において、国庫補助金等により都道府県等に設置造成された基金について、社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金の執行率が全般的に低い（28.5%）との指摘がなされたこと、
- 平成22年9月に実施した、「社会福祉施設等の耐震化に関する追加状況調査」の調査結果によると全国の耐震化率が81%（参考資料25参照）となっているが、各都道府県・指定都市・中核市別に見ると耐震化率にばらつきが見受けられること
- 平成23年10月末時点における社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金の執行率24.3%（参考資料26参照）であり、依然として執行が進んでいないことから、社会福祉施設等は自力で避難することが困難な者が多く利用されている施設であるため、全ての社会福祉施設等において耐震化が図られることが望ましいが、特に耐震化率の低い都道府県・指定都市・中核市にあつては、社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金等を積極的に活用していただき、計画的に耐震化整備が図られるよう社会福祉施設等に対してご指導をお願いするとともに当該基金の早期執行をお願いしたい。

なお、耐震診断を行う場合は国土交通省の「住宅・建築物安全ストック形成事業（社会資本整備総合交付金において実施）」（国土交通省1/3、地方公共団体1/3、民間事業者1/3）が活用できるので、関係部局と連携を図って交付の手続きを行われたい。詳細については国土交通省住宅局市街地建築課市街地住宅整備室（国土交通省代表：03-5253-8111）まで照会いただくようお願いしたい。

耐震化整備を行う際、設置者負担の準備ができないため整備が進まない社会福祉法人等にあつては、独立行政法人福祉医療機構において、耐震化整備事業に係る融資条件の優遇措置（融資率の引き上げ、貸付利率の引き下げ）を平成24年度も引き続き実施することとしていることから、その活用方の周知も併せてお願いしたい。

スプリンクラー整備については、消防法施行令の改正に伴い、平成24年3月末までに設置することが義務付けられていることから、設置義務のある施設の設置状況を確認していただき、防災安全上の観点から、未設置の施設にあつては早急に整備に着手するよう管内社会福祉施設等に周知するとともに適正な指導をお願いしたい。

(2) 社会福祉施設等の防災対策について

ア 社会福祉施設等の防災対策への取組

社会福祉施設等は、自力避難が困難な者が多数入所する施設であることから、次の事項に留意のうえ、施設の防火安全対策の強化に努めるよう、管内社会福祉施設等に指導するとともに、指導監査等にあたっては、特に重点的な指導をお願いしたい。

- ①火災発生の未然防止
- ②火災発生時の早期通報・連絡
- ③初期消化対策
- ④夜間防火管理体制
- ⑤避難対策
- ⑥近隣住民、近隣施設、消防機関等との連携協力体制の確保
- ⑦各種の補償保険制度の活用

また、地すべり防止危険区域等土砂等による災害発生の恐れがあるとして指定されている地域等に所在している社会福祉施設等においては、

- ①施設所在地の市町村、消防機関その他の防災関係機関及び施設への周知
- ②施設の防災対策の現状把握と、情報の伝達、提供体制の確立
- ③入所者の外出等の状況の常時把握及び避難及び避難後の円滑な援護
- ④消防機関、市町村役場、地域住民等との日常の連絡を密にし、施設の構造、入所者の実態を認識してもらうとともに、避難、消火、避難後の円滑な援護等を行うための協力体制の確保 等

社会福祉施設等の防災対策に万全を期していただくようお願いしたい。

《参照通知》

- ・「社会福祉施設における防火安全対策の強化について」
(昭和62年9月18日社施第107号)

- ・「社会福祉施設における防災対策の再点検等について」
(平成10年8月31日社援第2153号)
- ・「災害弱者関連施設に係る総合的な土砂災害対策の実施について」
(平成11年1月29日社援第212号)

イ 大規模災害への対応について

台風被害や地震災害などの大規模災害については、施設レベルでの防災対策では十分な対応が困難であることから、関係機関との十分な連携及び地域防災計画に基づく適切な防災訓練の実施など、民生部局においても積極的に参画願いたい。

なお、社会福祉施設等は地域の防災拠点として、また、災害救助法に基づく「福祉避難所」としての役割を有していることから、今後も震災時等における緊急避難的な措置として要援護者の受入を積極的に行っていただくようお願いしたい。

6 福祉サービスの質の向上のための取組みについて

(1) 福祉サービス第三者評価推進事業

福祉サービスを提供する事業者のサービスの質を公正・中立な第三者評価機関が、専門的かつ客観的な立場から評価する「福祉サービス第三者評価事業」は個々の事業者が施設運営における問題点を把握し、サービスの質の向上に結びつけるとともに、第三者評価を受けた結果を公表することにより、利用者の適切なサービス選択に資することを目的とした事業であるが、現在の通知が発出されて以降、受審が進んでいない都道府県も見受けられる。(参考資料27参照)

都道府県においては、本事業の推進のため、必要な人員を配置するなど体制を整えていただき、法人経営者、施設長、利用者及びその家族等に対する本事業の広報活動、関係者出席の会議や説明会等の機会における制度説明などの取組、都道府県推進組織の支援をお願いしたい。

また、受審率向上のため、受審済施設の名簿・受審施設の感想等を記載したパンフレットの作成や関係施設・事業者団体を通じた働きかけも効果的であると考えられるので、下記URLも参考の上、これらの取り組み等により、事業者への受審勧奨に努められるようお願いしたい。

(参考) 全国社会福祉協議会ホームページ

<http://www.shakyo-hyouka.net/> (第三者評価事業トップ)

<http://www.shakyo-hyouka.net/news4/fukyu-11.pdf> (事業者向けパンフレット)

http://www.shakyo-hyouka.net/news4/fukyu-09_2.pdf (利用者向けパンフレット)

なお、現在、全国社会福祉協議会福祉サービス第三者評価事業に関する評価基準等委員会において

①第三者評価の進め方の検討

②高齢者施設版評価基準の検討

③社会的養護施設版評価基準の検討

を行っている。このうち、①第三者評価の進め方の検討経過については以下のとおりであり、後日、各都道府県からご意見を伺った上で報告書として取りまとめ、年度内には通知の改正等によりお示しする予定であるため、都道府県推進組織と連携の上、対応をお願いしたい。

当面の福祉サービス第三者評価事業の推進について

福祉サービス第三者評価事業の推進をどのように図るかについて、全国推進組織である社会福祉法人全国社会福祉協議会（「福祉サービス第三者評価事業に関する評価基準等委員会」）は「今後の第三者評価の進め方ワーキングチーム」を設置し、現時点での対応案について下記により検討しているところ。

<検討の背景>

○福祉サービスの第三者評価事業は、福祉サービスの質の向上に寄与する仕組みの一環として、各都道府県レベルに推進組織を設置し普及が図られている。国レベルでは「福祉サービス第三者評価事業に関する指針」の発出以降、受審促進を図っているが、都道府県により差が生じている。

○福祉サービスの質の向上を図る上で、施設・事業所におけるサービス評価・改善活動に取り組むことはますます重要である。そこで、施設・事業所の受審が進まない理由として指摘されている、（１）評価機関・評価調査者の質、（２）評価基準の内容、（３）受審インセンティブ等について検討することとした。

<対応策>

（１）評価機関、評価調査者の質

- ①評価件数が3年間に1件もない評価機関については、次期更新を認めないことを原則としてはどうか。
- ②全社協が開催する「評価事業普及協議会」を機能強化し、都道府県推進組織間ならびに評価機関相互の情報共有体制を構築してはどうか。
- ③全社協・福祉サービスの第三者評価事業に関する評価基準等委員会に「研修企画・運営委員会」を設置し、研修の内容充実をはかることが必要なのではないか。
- ④評価機関によっては、得意とする種別サービスや不得意とする種別サービスがあることを補うため、他県の評価機関の利用を促進してはどうか。
- ⑤各都道府県推進組織の運営を支援するため、評価調査者養成研修、継続研修について、中央での開催、あるいは複数県（たとえばブロック単位）での共催を促進してはどうか。

(2) 評価基準の内容

第三者評価基準について、共通評価項目（53項目）の構造、内容を見直すとともに、各サービス種別の内容評価基準は3年に1回見直すこととし、定期更新ができる仕組みを構築する必要があるのではないか。その際、各県の独自基準を吸収するよう努める。

(3) 受審インセンティブ、PR等

中央レベルで受審済マークを作成し、施設・事業所のホームページやパンフレット、名刺に掲示する等、関係者への周知等に活用してはどうか（各都道府県の発行する受審済証について、中央レベルの受審済マークを採用するかどうかは都道府県推進組織の判断）。

(2) 苦情解決事業

ア 事業者段階における取り組みについて

苦情解決事業については利用者保護の観点から仕組みを構築しているところである。

については管内市町村及び社会福祉施設に対し、利用者からの苦情を踏まえ、提供するサービスに反映させ、サービスの質を向上させるという制度の重要性を再認識させるとともに、苦情解決の仕組みに関する体制を整備するよう、引き続き指導の徹底をお願いしたい。

イ 運営適正化委員会における苦情解決の取り組みについて

運営適正化委員会については、公平性・中立性の確保や迅速な事務の執行など適正な運営が行われるよう、特に事務局長その他の事務職員の専従化や相談技術の向上、苦情解決合議体の最低2ヶ月に1回以上の開催、標準的な処理期間の公表、第三者委員向け研修会の積極的な実施について都道府県社会福祉協議会に対し、引き続き指導の徹底をお願いしたい。

7 社会福祉施設の運営等について

(1) 施設の役割と適正な運営管理の推進

ア 社会福祉施設は、利用者本位のサービスを提供するため、苦情解決の取組みを整備し、第三者評価事業を積極的に活用するなど、自ら提供するサービスの質、職員育成及び経営の効率化など継続的な改善に努めるとともに、地域福祉サービスの拠点としてその公共性、公益性を発揮することが求められている。

このため本来事業の適正な実施に加え、施設機能の地域への開放及び災害時の要援護者への支援などの公益的取組が推進されるよう、適切な指導をお願いしたい。

また、積極的に利用者・家族等とのコミュニケーションを図ることや、苦情解決への取組みを実施することによって、多くの事故を未然に回避し、万が一事故が起きてしまった場合でも適切な対応が可能となるよう危機管理（リスクマネジメント）の取組みを推進することが重要であり、引き続き指導の徹底をお願いしたい。

イ 社会福祉施設の運営費の不正使用など不祥事により社会福祉施設に対する国民の信頼を損なうことがないよう施設所管課と指導監査担当課との連携を十分図り、適正な施設運営について引き続き指導をお願いしたい。

(2) 社会福祉法人新会計基準について

ア 社会福祉法人新会計基準の概要

法人の会計処理については、「社会福祉法人会計基準」のほか、「老人福祉施設指導指針」や「老健準則」等、様々な会計ルールが併存しており、事務処理が煩雑、計算処理結果が異なる等の問題が指摘されている。

また、社会経済状況の変化に対応した一層の効率的な法人経営とともに、公的資金や寄附金等を受け入れていることから経営実態をより正確に反映して国民や寄附者に示せるよう、事業の効率性に関する情報や事業活動状況の透明化が求められる。

こうしたことから、平成20年度より、日本公認会計士協会の協力のもと、法人の会計基準一元化に向けての検討を行っていたが、平成23年7月に「社会福祉法人会計基準」を通知したところである。（参考資料28参照）

なお、移行期間については、事務体制が整い、実施が可能な法人においては平成24年度（予算）から移行し、平成27年度（予算）には全ての法人において移行することとしている。

都道府県等におかれては、社会福祉法人新会計基準への円滑な移行が図られるよう管内社会福祉施設等に対する指導をお願いしたい。

イ 研修体制について

セーフティネット支援対策等事業費補助金において、今年度より「社会福祉法人会計基準（一元化）研修事業」を新設し、各都道府県・指定都市・中核市が所管の社会福祉法人の会計担当職員等に対する研修を開催した場合、その開催経費を補助（補助率1／2）しており、平成24年度においても引き続き実施する予定である。

なお、自治体職員向けの研修については、例年5月から6月に国立保健医療科学院において行われる社会福祉法人指導監査研修の中で、社会福祉法人会計基準に関する研修を開催することを予定しているため、積極的な参加をお願いしたい。

（3）感染症の予防対策等

ア インフルエンザは毎年冬期に流行を繰り返し、近年においては、高齢者施設における集団感染等の問題が指摘されており、社会福祉施設等においても十分な注意が必要とされている。都道府県等におかれては、社会福祉施設等へ必要な情報を適宜提供するとともに、平成23年11月18日付け「社会福祉施設等における今冬のインフルエンザ総合対策の推進について」（厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局総務課長連名通知）等を参考に、衛生部局、保健所及び市町村とも連携しつつ、適切な対応をお願いしたい。

（参考）

- 厚生労働省ホームページ「今冬のインフルエンザ総合対策」
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/influenza1/index.html>
- インフルエンザQ&A（平成23年度）
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/qa.html>
- インフルエンザの基礎知識
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/file/File.html>
- 国立感染症研究所感染症情報センターホームページ
<http://idsc.nih.go.jp/index-j.html>

イ 社会福祉施設等は高齢者や乳幼児等体力の弱い者が集団生活していることを十分認識の上、ノロウイルスやレジオネラ症等の感染症、食中毒等に対する適切な予防対策を講じることが極めて重要であることから、以下の通知を参考に衛生部局、民生部局及び市町村とも連携しつつ、管内社会福祉施設等に対し適切な予防対策を図るよう指導の徹底をお願いしたい。

《参照通知等》

- ・「社会福祉施設等におけるノロウイルスの予防啓発について」

(平成23年12月13日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課事務連絡)

- ・「社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎の発生・まん延対策について」

(平成19年9月20日雇児総発第0920001号、社援基発第0920001号、障企発第0920001号、老計発第0920001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知)

- ・「ノロウイルスに関するQ&Aについて」

(平成18年12月8日雇児総発第1208001号、社援基発第1208001号、障企発第1208001号、老計発第1208001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知)

- ・「社会福祉施設等における感染症発生時に係る報告について」

(平成17年2月22日健康局長、医薬食品局長、雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)

- ・「社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策の徹底について」

(平成15年7月25日社援基発第725001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知) 別添「レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針」

- ・「社会福祉施設における衛生管理について」

(平成20年7月7日雇児総発第0707001号、社援基第0707001号、障企発第0707001号、老計発第0707001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知) 別添「大量調理施設衛生管理マニュアル」

なお、社会福祉施設等に対し、ウィルス肝炎等の感染症患者・感染者に対する利用制限、偏見や差別を防ぐ観点から、衛生主管部局と連携し正しい知識の普及啓発を行い、利用者等の人権に配慮した対応が図れるよう適切に行われるよう指導をお願いしたい。

《参照通知等》

- ・「当面のウィルス肝炎対策に係る体制の充実・整備等について」

(平成13年4月24日健康局総務課長、疾病対策課長、結核感染症課長連名通知)、
C型肝炎について(一般的なQ&A)(平成18年3月)

(4) 社会福祉施設等におけるアスベスト対策について

ア 吹付けアスベスト等使用実態調査について

社会福祉施設等におけるアスベスト(石綿)対策については、平成22年11月の第2回フォローアップ調査結果に基づき、未措置状態にある施設、未回答施設、分析依頼中の施設について、引き続き法令等に基づき適切な措置を講ずるよう指導の徹底をお願いしたい。

石綿等のばく露のおそれがない又は封じ込め、囲い込み等の措置を図った施設であっても、風化・損傷等によりばく露する危険性もあることから経過観測に努めるとともに、石綿等の分析調査を行った場合は、図面、調査結果を適切に保管し、撤去工事等を実施する際に活用できるよう施設に対して周知いただくようお願いしたい。

《参照通知等》

- ・「社会福祉施設等における吹付けアスベスト(石綿)等使用実態調査の第2回フォローアップ調査結果の公表等について」(平成22年11月9日雇児発1109第3号、社援発1109第1号、障発1109第1号、老発1109第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知)

イ 吹付けアスベスト等の除去等について

吹付けアスベスト等の除去等に要する費用については、社会福祉施設等施設整備費補助金の補助対象としており、積極的な活用を図り、その早期処理に努めるよう指導をお願いしたい。

また、独立行政法人福祉医療機構において、アスベスト対策事業に係る融資条件の優遇措置(融資率の引き上げ、貸付利率の引き下げ)を平成24年度も引き続き実施することとしており、その活用方の周知も併せてお願いしたい。

(5) 社会福祉施設等の木材利用の推進について

社会福祉施設等における木材利用の推進にあたっては、「社会福祉施設等における木材利用の推進について」（平成9年3月6日付厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）により、木材利用の積極的な活用についてお願いしてきたところであるが、木材の持つ柔らかさ、暖かさを取り入れることにより施設入所者や利用者に精神的なゆとりと安らぎを与えるなどの効果も期待できることから、施設構造としてはもちろんのこと、内装や家具など備品についても積極的な活用が図られるよう、管内市町村及び社会福祉法人等に対し周知をお願いしたい。

また、平成22年10月に「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）」が施行され、木材利用の促進に係る取り組みを支援するため、機構において、木材利用による施設整備事業の融資率の引き上げ措置を講じており、平成24年度も引き続き実施することとしていることから、積極的な活用が図られるよう、併せてその周知をお願いしたい。

